

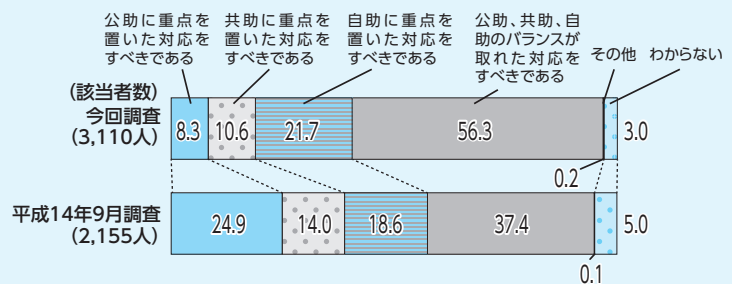
あれから3年——東日本大震災の記憶を胸に

平成23年3月11日、午後2時46分。マグニチュード9.0、最大震度7を記録し、死者・行方不明者約2万人、住宅被害（全壊、半壊、一部損壊）約82万棟という被害をもたらした東日本大震災が発生しました。本市でも全壊の家屋が出るなど被害は甚大でした。大震災から3年を機に、ぜひ、家族やご近所と「どうすれば災害時に慌でずに行動できるか」など考えてみませんか。

内閣府が行った平成25年度「防災に関する世論調査」によると、「公助、共助、自助のバランスが取れた対応をすべきである」と考える人や「自助に重点を置いた対応をすべきである」と考える人が増えているのが分かります(図1)。

防災への意識の高まり

図1 自助、共助、公助の対策に関する意識について
重点を置くべき防災対策(自助、共助、公助)

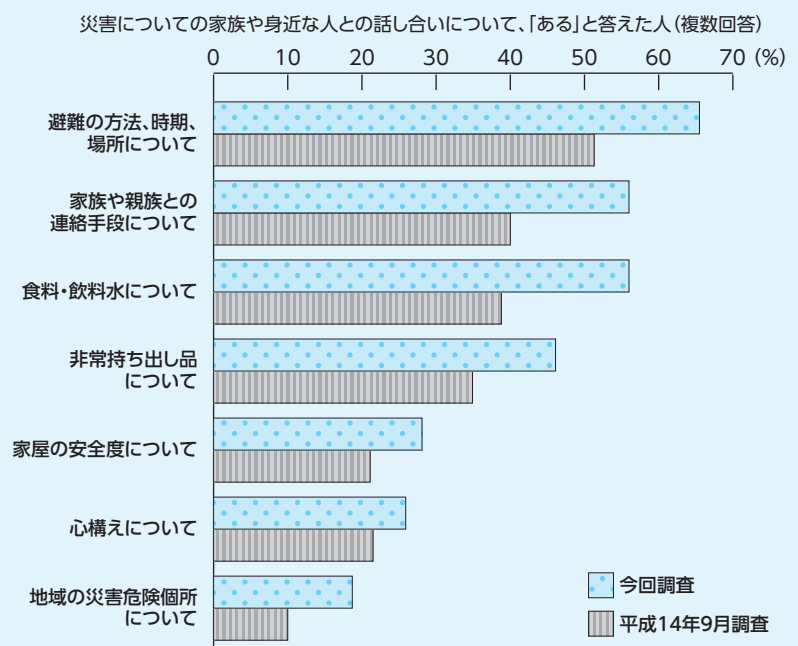


1 家の中と周囲の備え

家族で話し合おう 4つのテーマ

また、「家族や身近な人と話し合った内容」では、「避難の方法、時期、場所について」や「家族や親族との連絡手段について」話し合った人が増えています(図2)。皆さんの家庭では、いかがでしょうか。

図2 家族や身近な人と話し合った内容(上位7項目)



具などは、転倒や落下防止のために固定する。詳しくは、9ページを参考にしてください。

2 防災知識の身に付け方
テレビや本、講演会などで防災情報を収集する。また、地域の防災訓練に参加することで、近所との連携が強まる他、火災発生時の消火体験や炊き出し訓練ができる。

出典：内閣府「平成25年度防災に関する世論調査」



大河原 照夫 さん
(中央地区防災会長)

地元の学校の協力なども得て防災訓練を行っていますが、東日本大震災後は、一段と皆さんの災害への意識の高まりが感じられます。防災訓練などへの参加も大切ですが、日ごろの集まりなどを通じて地域の絆を深めておくことも重要です。特に高齢者の一人暮らしなど、地区で情報を共有し、隣近所が連絡し合うよう呼び掛けています。



自助・共助・公助の輪

災害による被害を未然に、または最小限に防ぐためには、自助・共助・公助の連携が大切です



入沢 美弥子 さん
(中央3丁目)

震災の日、近所の人が慌ててサンダル姿で私の家に逃げてきました。この後も余震が続くだろうから、貴重品や薬などを袋にまとめて準備し、寝るときは靴下を履いたまま、枕元に運動靴を置いて、きれいな服に着替えなさいと伝えました(数日着たままでも過ごせますから)。自然や災害は待ってくれません。震災後も普段から意識して、急場をしのげるよう、あめ玉・大判のハンカチ・飲み物・笛・メモ帳と文具を必ず持ち歩いています。

家の中の備え

- **逃げ場となる安全なスペースを作る** 人の出入りが少ない部屋に家具をまとめておく。難しい場合は、少しでも安全なスペースができるように配置換えをする。
- **寝室や、子ども・高齢者・病人がいる部屋には家具を置かない** 就寝中に地震が発生したとき、倒れやすい家具があると危険。
- **出入口や通路に物を置かない** 安全に避難する通路を確保するため、できるだけ物を置かない。
- **家具の転倒・落下の防止対策をとる** 家具と壁や、家具と柱の間に空間を作らない。固定器具や、家具の転倒防止シートなどを利用して、転倒や落下を防ぐ。▽**たんす・本棚** L字金具や支え棒などで固定。2段重ねの場合は、つなぎ目もしっかり連結しておく。本は重いものを下に、軽いものを上に置く▽**食器棚** 扉が開かないように留め金を付ける。収納物の落下を避けるために、棚板には滑り止めのシートなどを敷く▽**テレビ** 家具の上などは避け、できるだけ低い位置に設置し、しっかり固定する。上には水槽や花瓶などを置かない▽**照明器具** 鎖と金具で数カ所留めて補強する。

家の周囲の備え

- ① **ブロック塀・門柱** 土の中にしっかりと基礎部分が無いものや、鉄筋が入っていないものは補強する。ひび割れや傾き、鉄筋のさびも修理する。植木鉢など、落下の危険性があるものは置かない。
- ② **屋根** アンテナはしっかり固定する。瓦にひび割れや、ずれ、はがれがある場合は補強する。
- ③ **プロパンガス** ボンベを鎖などでしっかり固定する。
- ④ **窓ガラス** 窓枠のがたつきがないか点検する。飛散防止フィルムを貼る。
- ⑤ **ベランダ** 常に整理整頓する。植木鉢や物干しざおなどは、落下の危険性がある場所には置かない。

▽内容 県内の震災当時の

東図書館で3月18日まで
企画展「あの日を忘れない
東日本大震災」

④東図書館 ☎(638)5614

▽会場 東図書館(中今泉3丁目)。

▽日時 3月8日(土)午前10時〜午後2時の2回。

▽対象 東日本大震災で被災した市内の住宅で次のいずれかに該当する世帯。①全壊②大規模半壊③半壊または大規模半壊後にやむを得ず住宅を解体した。

▽対象 東日本大震災で被災した市内の住宅で次のいずれかに該当する世帯。①全壊②大規模半壊③半壊または大規模半壊後にやむを得ず住宅を解体した。

▽対象 東日本大震災で被災した市内の住宅で次のいずれかに該当する世帯。①全壊②大規模半壊③半壊または大規模半壊後にやむを得ず住宅を解体した。

▽対象 東日本大震災で被災した市内の住宅で次のいずれかに該当する世帯。①全壊②大規模半壊③半壊または大規模半壊後にやむを得ず住宅を解体した。

▽対象 東日本大震災で被災した市内の住宅で次のいずれかに該当する世帯。①全壊②大規模半壊③半壊または大規模半壊後にやむを得ず住宅を解体した。

▽対象 東日本大震災で被災した市内の住宅で次のいずれかに該当する世帯。①全壊②大規模半壊③半壊または大規模半壊後にやむを得ず住宅を解体した。

▽対象 東日本大震災で被災した市内の住宅で次のいずれかに該当する世帯。①全壊②大規模半壊③半壊または大規模半壊後にやむを得ず住宅を解体した。

▽対象 東日本大震災で被災した市内の住宅で次のいずれかに該当する世帯。①全壊②大規模半壊③半壊または大規模半壊後にやむを得ず住宅を解体した。

▽対象 東日本大震災で被災した市内の住宅で次のいずれかに該当する世帯。①全壊②大規模半壊③半壊または大規模半壊後にやむを得ず住宅を解体した。

3 避難場所を確認 地域の避難場所などを確認し、実際に歩くことで避難ルートを確認する。

4 家族との連絡方法・集合場所を確認 家族がバラバラになった時の連絡方法(メモを家に置くなど)やどこに集合するかを決めておく。

5 写真や福島県立図書館から借り受けた本や、当時の新聞などの展示。関東地方整備局から提供された復興作業の様子が分かる写真の展示。

6 映画上映会「逃げ遅れる人々 東日本大震災と障害者」

被災者生活再建支援制度
基礎支援金・加算支援金の
申請期限を1年間再延長

▽申請期限 平成27年4月10日まで。

課 ☎(632)2373へお問い合わせください。

◎この特集についての問い合わせは、危機管理課 ☎(632)2053へ。